

## 「環境影響評価制度の見直し（案）」に対する意見募集等の結果について

## 1 パブリックコメント 平成 27 年 6 月 23 日（火）～7 月 22 日（水）

22 件（5 名）

|   | 項目          | 意見の概要  | 県の考え方（案）   |
|---|-------------|--|--|
| 1 | 法改正に伴う手続の導入 | 住民から、情報を提供できる機会を持つために、民間事業者が実施する第 2 種事業の計画段階環境配慮書手続においても、事前の住民への説明と意見提出の機会を義務付けてもらいたい。 | <p>民間事業者が実施する事業については、計画段階で事業計画地等の情報が明らかになることで、企業活動に支障が生じるなどの問題があるため、努力義務として規定することを予定しています。</p> <p>しかし、民間事業にあっても配慮書手続から実施することが望ましいため、配慮書手続の実施による環境影響評価手続上の配慮についても併せて規定し、民間事業者が実施する第 2 種事業においても配慮書手続が実施されるよう働きかけてまいります。</p>  |
| 2 | 条例対象事業の拡大   | 絶滅危惧種等が生息する土地などが事業計画地に含まれる場合については、事業実施面積を問わず条例対象事業としてもらいたい。                            | <p>環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ事業者自ら環境に与える影響を調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業にしていくための制度です。</p> <p>そのため、事業実施面積を問わずに、条例対象事業として事業者に環境影響評価の手続を行わせることは、制度の趣旨にそぐわないものであり、事業者に対しても過度の負担になるものと考えております。</p> <p>なお、絶滅危惧種に対する対応については、個別の関係法令の中で適切に対策が講じられることとなります。</p> |

|          |   |   |
|----------|---|---|
| <p>3</p> | <p>次の事業について条例対象事業としても<br/>らいたい。</p> <p>(1) 対象事業に必須の電力施設などの施設<br/>を設置する事業で、対象事業の事業者又は<br/>別の事業者が行うもの</p> <p>(2) 山脈、山地などの主稜線を越える送電線<br/>の設置</p> <p>(3) 送電電圧 15 万ボルトを越える送電線の<br/>設置</p> <p>(4) 山脈、山地などの主稜線又は山頂から<br/>500m 以内に設置される 1 万平方メートル<br/>以上の変電所などの電力施設の設置</p> <p>(5) 27 万 5 千ボルト、50 万ボルト送電線に<br/>関わる変電所など電力施設の設置</p> | <p>送電線路については、県民の社会生活<br/>や経済活動を支える重要なインフラ施<br/>設である一方、大規模な送電線路の建設<br/>については環境への影響の程度が著し<br/>いものとなるおそれがあることから、今<br/>回、条例対象事業に加えることを検討し<br/>ているものです。</p> <p>また、大規模な送電線路については、<br/>複数の都県にまたがって設置されるこ<br/>とが多いことから、条例対象となる規模<br/>要件については、近隣都県の状況も考慮<br/>しながら設定しました。</p> <p>なお、条例対象事業については、社会<br/>状況の変化、環境動向等を踏まえ、今後<br/>も適宜検討していきます。</p> <p>(1)について</p> <p>御指摘のケースについては、事業の一<br/>体性や環境への影響の関連性について、<br/>個別具体的に判断することとなりますが、<br/>条例対象事業と別の事業者が関連事業<br/>を実施する場合は、環境影響評価手続の<br/>実施主体も別となりますので、環境影響<br/>評価の対象になるかどうかは、それぞれ<br/>個別に判断することになります。</p> <p>(2)、(4)について</p> <p>御指摘のケースについては、景観等へ<br/>の影響が大きくなる場合が懸念されま<br/>すが、一定規模以上のものは環境影響評<br/>価制度の対象とし、それ以外は設置場所<br/>に応じた個別法令による規制で対応す<br/>べきものと考えます。</p> <p>(3)について</p> <p>送電線路の設置については、鉄塔によ<br/>る影響に着目したものであり、電気事業<br/>法の規定により鉄塔が大規模になると<br/>考えられる電圧を対象としました。</p> <p>なお、近隣都県の状況も参考にして、<br/>最も厳しい規模要件を採用しています。</p> <p>(5)について</p> <p>条例対象事業となる送電線路の設置<br/>と併せて変電所などの電力施設が設置<br/>される場合は、通常は当該施設も含めて<br/>環境影響評価手続の対象となります。</p> |
|----------|---|---|

|   |  |  |
|---|--|--|
| 4 | <p>太陽光発電所に係る環境影響評価規模の具体的な要件について、次のとおりとしてもらいたい。</p> <p>① 土石流危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域上流の土砂災害危険箇所を包含する地域</p> <p>※ 包含する地域とは、環境影響が及ぶと推定される範囲をいう。</p> <p>(案1) 一団として1ha以上</p> <p>※1 長野県自然環境保全条例第20条の「大規模開発調整区域内における行為の届出」を要するものとして、同条例施行規則第29条第2号に定める面積1haに準ずる。</p> <p>※2 都市計画法第29条に基づく開発行為許可を要する面積1haに準ずる。</p> <p>(案2) 一団として10ha以上</p> <p>※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定地を包含する地域において計画される開発事業については、当該指定の重要性に鑑み、規模の小さいものも対象事業とし、その規模は、土地利用形態が類似している運動競技場、遊園地、その他のスポーツ又はレクリエーション施設の区分で設定されている10ha以上に準ずる。</p> <p>② ①に掲げる地域以外</p> <p>・一団として20ha以上</p> <p>ただし、土地形質変更を伴うものは、一団として10ha以上</p> <p>※ 一団の面積は、見直し案で示されている20ha以上とする。</p> <p>また、土地形質変更を伴うものは、土地利用形態が類似している運動競技場、遊園地、その他のスポーツ又はレクリエーション施設の区分に規定されている10ha以上に準ずる。</p> <p>なお、面積の重複規定は、運動競技場、遊園地等の施設と異なる上部利用形態を考慮して、重複させない。</p> | <p>太陽光発電所の規模要件については、ゴルフ場・スキー場の建設、工業団地・別荘団地の造成、土石の採取など、条例対象となっている多くの面的開発事業で採用している「第1種事業 50ha、第2種事業 30ha」を基本ベースとしています。</p> <p>しかしながら、第2種事業の対象となる森林の区域等については、①土地価格が低いことから、太陽光発電事業が進出しやすい区域であること②埼玉、山梨、岐阜県など近県における規模要件を考慮する必要があること③他の事業に比べ事業の分割実施が容易である、太陽光発電建設の特性を考慮する必要があることなどの理由から、環境保全上の配慮が特に必要であると考えており、より規模の小さな事業を対象事業とするよう、第2種事業の規模要件を20ha以上とする見直し案をお示ししています。</p> <p>20haは、他の都道府県と比較しても、規模の小さい開発を対象としており、条例対象である面的開発事業のうち最も厳しい規模要件を設定している住宅団地、流通業務団地の造成の第1種事業と同等としています。</p> <p>なお、御意見の中で触れられている、「運動競技場、遊園地その他のスポーツ又はレクリエーション施設の設置」については、多様な開発形態が想定されるため、土地の形質変更の面積が少ない事業が敷地面積だけで対象事業となることがないように、第2種事業の規模要件を「敷地面積 30ha以上、かつ、土地の形質の変更の面積 10ha以上」と規定しているものです。</p> <p>土地の形質変更の面積 10ha を単独で条例対象としている訳ではないため、実質的には敷地面積 20ha のみを規定している太陽光発電施設の見直し案の方が厳しい規定となっています。</p> |
|---|--|--|

|   |  |   |
|---|--|---|
| 5 | <p>土石流危険区域又は土砂災害警戒区域等<br/>が砂防等の防災対策工事によりその危険性<br/>が解消、又は指定の解除がされていない土砂<br/>災害危険箇所において計画される開発事業<br/>については、県民の「生命」と「安全」確保<br/>に万全を期するべく、環境アセスメント制度<br/>の運用について工夫を講じられたい。</p> <p>例えば、土砂災害危険地区（マップの土砂<br/>災害危険箇所及び土石流危険区域）と当該地<br/>区以外的一般地区（仮称）の地域要件が考え<br/>られる。</p>   | <p>環境影響評価は、環境保全の観点から<br/>行われるものであり、防災の観点からの<br/>対応については、森林法等の法律に基づ<br/>く開発許可において担保されているも<br/>のと考えます。</p>  |
| 6 | <p>特に、第2種事業の規模要件については、<br/>土石流危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂<br/>災害特別警戒区域上流の土石流危険溪流を<br/>包含する地域とそれ以外の地域にて行う一<br/>団の開発事業区分を設け、当該土石流危険<br/>溪流を包含する地域で計画される開発事業は、<br/>規模が小さくても環境アセスメントの対象<br/>事業とするべきである。</p>  |   |
| 7 | <p>新設する概括的な対象事業の第2種事業<br/>の規模要件は、「一団の土地の面積 20ha 以上<br/>かつ土地形質変更面積 10ha 以上」とされた<br/>い。</p>  | <p>当該事業では事業種を明示しておら<br/>ず、具体的な環境影響の程度を想定でき<br/>ないため、ゴルフ場・スキー場の建設、<br/>工業団地・別荘団地の造成など、条例対<br/>象となっている多くの面的開発事業と<br/>同様の規模要件である「第1種事業：<br/>50ha、第2種事業：30ha」を規模要件<br/>とすることが適当と考えています。</p> |
| 8 | <p>一団の地域における開発行為において、当<br/>該開発行為の合算規模が対象規模要件を超<br/>える等の大規模開発事業に相当する開発行<br/>為が発現した場合における対処方針を聞き<br/>たい。</p> <p>※ 対象規模以下、若しくは対象規模以下に<br/>分割した開発行為によるケースとして考<br/>えられる事例は、次のとおり。</p> <p>① 他の開発行為に隣接若しくは近接（例え<br/>ば直線距離 2 km 又は 5 km 以内）する開発行<br/>為（既存＋新規、新規＋新規）</p> <p>② 開発事業者が設立した複数の会社によ<br/>る開発行為</p> <p>③ 実施年度を隔てて行う開発行為</p> | <p>特に、太陽光発電所については、事業<br/>を分割して実施することが容易である<br/>ため、環境への影響を踏まえて、条例が<br/>適切に適用されるよう、実際の条例の運<br/>用に当たっては対応を検討してまいり<br/>ます。</p>  |
| 9 | <p>規模要件を少し下回るアセス逃れへの対<br/>策を講じてもらいたい。</p>  |   |

|    |     |   |   |
|----|-----|---|---|
| 10 |     | <p>条例施行時点あるいは現時点で、計画中、工事未着工の事業を条例対象としてもらいたい。</p>  | <p>環境影響評価条例第 29 条において、知事は、対象事業の実施に必要な許可、認可その他の行為の権限を有する者に対して、評価書の写しを送付し、許認可等の行為を行うに当たり、評価書の内容について配慮するよう要請することと</p>  |
| 11 |     | <p>改正条例施行の際に適用除外とする対象事業は、当該開発事業計画について、予定地が存する地域の自治会若しくは開発事業対策協議会等と開発事業者との間において、事業実施に係る基本合意が締結済みの開発事業とする。</p>                        | <p>しています。</p> <p>そのため、風力発電の条例対象事業への追加時と同様、改正条例の施行日前に、対象事業の実施に必要な許認可等がなされた事業については、改正条例の規定は適用しない旨の経過措置を設ける予定です。</p>   |
| 12 | その他 | <p>長野県環境影響評価技術委員会の現行委員数（14 名）では、動植物分野などの広範な分野を 1～2 名で担当することになり、十分な人数とはいえないのではないかと。</p> <p>現行の人数で運営するのであれば、地元の研究者の意見聴取が必要ではないかと。</p> | <p>技術委員会の委員には、県内の環境の状況について造詣が深い大学教授の方等を委嘱しており、動物・植物・生態系の分野は 5 名の委員の方に担当いただいています。</p> <p>実際の審査にあたっては現地調査を実施して、現地の状況を委員の皆さんに直接確認していただくとともに、方法書、準備書でそれぞれ 3 回ずつ委員会を開催して慎重な審議を実施しています。</p> <p>また、審議において必要が認められる場合、専門委員を委嘱して対応することが可能であり、審議に必要な体制は確保されているものと考えています。</p> |
| 13 |     | <p>ゲリラ豪雨に対応できるように、最大降雨量よりも余裕を見た基準で環境影響評価を行ってもらいたい。</p>  | <p>環境影響評価は、環境保全の観点から行われるものであり、防災の観点からの豪雨への対応については、森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。</p>  |
| 14 |     | <p>近年、全国各地で豪雨による土砂災害が増えており、今後は、その観点での対策が必要ではないかと。</p>   | <p>なお、流域開発に伴う防災調整池等の技術基準においては、10ha 以上のすべての開発行為に対して、対象降雨を「30 年に一度」から「50 年に一度」に引き上げる見直しが検討されています。</p>   |
| 15 |     | <p>環境影響評価を実施する際に、地震の際の耐震性についても考慮してもらいたい。</p>  | <p>環境影響評価は、環境保全の観点から行われるものであり、地震時の耐震性については、建築基準法等の他の法律により担保されているものと考えます。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 16 | 太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議に、開発予定地住民の代表等を参加させるべき。   | 担当課に御意見を伝えます。  |
| 17 | 県下各地のトラブルの公表、見直しへの反映をしてもらいたい。   | 今後も情報収集に努め、制度の見直しの参考にしてまいります。  |
| 18 | リニア新幹線の運行に必要な欠くべからざる変電所や送電線についてアセスメントの対象になっていないというのは、はなはだ疑問である。   | 御意見については、制度の見直しの参考にさせていただくとともに、今後とも環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。  |
| 19 | <p>条例の規模要件に満たない開発事業における環境への影響の有無の実態調査は行われているか。</p> <p>環境に多少なりとも影響を与えた開発事業がある場合は、現行条例に定める規模要件等の妥当性に関する検証を行い、その結果を見直しに反映させるべきである。</p> | <p>太陽光発電については、見直し案で示す規模要件に満たない事業を含めて、市町村等を通じて状況の調査を実施しています。</p> <p>環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としていますので、今後もそうした観点で規模要件の検討を進めてまいります。</p>   |
| 20 | 第2種事業の判定の際に、「文化財保護法により指定された天然記念物」については考慮しているようだが、「地方自治体が条例により指定した天然記念物」についても考慮してもらいたい。  | <p>第2種事業の判定基準の追加については、いただいた御意見も踏まえて、今後関係機関と協議しながら、施行規則の改正について検討してまいります。</p> <p>なお、御指摘の「地方自治体が条例により指定した天然記念物」については、「環境影響評価技術指針マニュアル」において対象とする旨が明記されており、実際に事業者が環境影響評価を実施する際には、事業の実施に伴う影響が考慮されることとなります。</p> |
| 21 | 第2種事業の判定の際に、地元住民の意見を聴取してもらいたい。  | <p>判定期間が60日間と短期間であることから、住民の方の意見を聴取することは困難と考えていますが、関係市町村長の意見を聴取することとなっています。</p> <p>また、より専門的、客観的な判断が可能となるよう、環境影響評価技術委員会の意見を聴取することができる旨の規定を今回の改正で追加する予定です。</p>  |

2 市町村への意見照会 平成 27 年 6 月 23 日（火）～7 月 17 日（金）  
5 件（4 市町村）

|   | 項目        | 意見の概要   | 県の考え方（案）   |
|---|-----------|---|--|
| 1 | 条例対象事業の拡大 | 送電線の設置について以下のとおり第 2 種事業を設定してもらいたい。<br>エコパーク・ジオパーク等の国内外から環境認定された地域における 15 万 V 以上かつ亘長 1 km 以上 | 本県の条例においては、次のいずれかに該当する場合に第 2 種事業を設定していますが、送電線路については該当しないため設定していません。<br>① 第 1 種事業について法第 1 種事業と同程度の規模要件を設定したもの<br>② 面的開発事業で、規模要件を面積で規定したもの<br>なお、送電線路の規模要件の考え方については、1 の No.3 のとおりです。 |
| 2 | その他       | 環境要素の水象について、近年の異常気象を勘案した検討を行うよう求める。   | 技術指針マニュアルにおいて、予備調査段階で「過去の水害の発生状況」について調査内容としており、近年の異常気象についてもその中で調査を行うこととなっております。<br>事業者に対しては、技術指針マニュアルに基づき適切に環境影響評価を実施するよう、引き続き指導を行ってまいります。   |
| 3 |           | 太陽光発電所に係る見直し内容に賛成。早期の施行を求める。（ほか 1 件）  | できるだけ早期に改正条例を施行できるよう、引き続き条例改正のため必要となる手続を進めてまいります。  |
| 4 |           | 第 2 種事業の判定基準に関する地域に、長野県版レッドデータブック掲載の絶滅危惧種生息地、準絶滅危惧種生息地を追加してはどうか。                            | 第 2 種事業の判定基準の追加に係る施行規則の改正については、いただいた御意見も踏まえて、今後関係機関と協議しながら、検討してまいります。  |

3 第2回長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会議 平成27年6月19日(金)

|   | 項目          | 意見の概要   | 県の考え方(案)   |
|---|-------------|---|--|
| 1 | 法改正に伴う手続の導入 | 環境は破壊されると元には戻らないため、長野県の豊かな自然環境を考慮すると、民間事業者が実施する第2種事業についても、計画段階配慮手続を義務付けてはどうか。                 | <p>民間事業者が実施する事業については、計画段階で事業計画地等の情報が明らかになることで、企業活動に支障が生じるなどの問題があるため、義務付けは困難であると考えます。</p> <p>しかしながら、御意見の趣旨を踏まえ、民間事業者が実施する第2種事業については、計画段階配慮手続の実施を任意規定でなく努力義務として規定するとともに、配慮書手続を実施する事業者に対する環境影響評価手続上の配慮についても併せて規定することとします。</p>   |
| 2 | 条例対象事業の拡大   | 事業の種類を問わない大規模な面的開発事業への対応として設ける「工作物の用に供する一団の土地の造成」は、造成より開発を対象として、土地の形質変更がほとんどない事業も対象とすべきではないか。 | <p>「工作物の用に供する」場合は一定の土地の形質変更を伴うものと考えられますが、「土地の造成」の定義は必ずしも明確ではなく、土地の形質変更がほとんど行われない場合であっても、本事業の対象になるものと考えています。</p> <p>なお、現行の条例対象事業である「運動競技場、遊園地その他のスポーツ又はレクリエーション施設の設置」については、多様な開発形態が想定されるため、第2種事業の規模要件を「敷地面積30ha以上、かつ、土地の形質の変更の面積10ha以上」として、土地の形質変更の面積も併せて規模要件に規定していますが、本事業では土地の形質変更の面積に係る規模要件は規定しません。</p> |
| 3 |             | 水力発電所の設置により川に水が流れなくなった事案があった。こうした事案への対応のため、水力発電所に係る規模要件に第2種事業を設け、より規模の小さい事業も対象とすべきではないか。      | <p>御指摘の事案について確認したところ、三つの発電所のうち二つは見直し案における規模要件に該当し、条例対象となる規模のものでした。</p> <p>見直し案における規模要件は他自治体と比較しても小さい規模のものまで対象としています。また、本県の条例の他の事業と比較して、水力発電所による環境影響が著しいとは認められないため、第2種事業を設定する必要はないものと考えています。</p>  |



## 4 第2回長野県環境審議会への報告

平成27年7月17日(金)

|   | 項目             | 意見の概要   | 県の考え方(案)   |
|---|----------------|---|--|
| 1 | 法改正に伴う手続の導入    | 配慮書段階においても、要約書の作成、説明会の実施を求めるべきではないか。                        | <p>環境影響評価法では、方法書、準備書については、冊子が厚く、記載内容も複雑であることから、要約書の作成と説明会の開催を義務付けています。</p> <p>一方、配慮書については、文献調査を中心とした内容のため冊子は薄く、また、複数案の検討段階であり事業計画地が複数箇所となることから、説明会の開催に係る事業者の負担も大きいと考えられるため、要約書の作成等を義務付ける必要はないものと考えます。</p>            |
| 2 | 環境影響評価に係る手続の充実 | 事後調査計画については、評価書の記載事項となっているため、改めて事後調査計画書の作成を求める必要はないのではないかと。 | <p>評価書段階では事業調査計画の詳細な内容が決まらない場合があり、また、評価書の作成から事業着手まで期間を要した場合に周辺の状況が変化することも考えられるため、事後調査計画書の作成を新たに義務付けするものです。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、評価書記載の事後調査計画から変更がなく、かつ、評価書公告後に長期間を経ずに着手する場合など、一定の条件を満たす場合には事後調査計画書の作成を不要とする規定を設けます。</p> |